

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>7 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>3</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に<u>基づき</u>保護を受けている者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に<u>基づき</u>支援給付を受けている者</p> <p>(3) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に<u>基づき</u>医療費の助成を受けている者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉法に<u>基づき</u>小規模住居型児童養</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>3</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に<u>よる</u>保護を受けている者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に<u>基づく</u>支援給付を受けている者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法に<u>基づく</u>小規模住居型児童養</p>

育事業を行う者又は里親に委託されている者

(助成の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の受給者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の助成の対象としない。

(助成の方法等)

第7条

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、ひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

育事業を行う者又は里親に委託されている者

(5) 前4号に掲げるもののほか、規則で定める医療費支給事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次に規定する自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を助成する。ただし、受給者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 外来の場合は、同一月の診療分について、
1 医療機関等につき、1人当たり1,000円

(2) 入院の場合は、1医療機関等について、
1人ごとに、1日当たり1,200円

(3) 一部負担金が、前2号の自己負担金に満たない場合は、その一部負担金の額

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税が課されないとき(所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。)、又は春日部市税条例(平成17年条例第75号)で定めるところにより当該市民税が非課税とされている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(助成の方法)

第7条

<p>(届出の義務)</p> <p>第8条 ひとり親等は、<u>第5条の規定により申請した事項に変更</u>が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>(届出義務)</p> <p>第8条 ひとり親等は、<u>次に掲げる事由</u>が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 受給者の氏名又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 国民健康保険法又は社会保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。</p> <p>(3) 受給者のうち一部の者が第3条に規定する対象者としての要件を欠いたとき。</p> <p>(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。</p> <p>(5) その他第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき。</p>
<p>(助成金の返還)</p> <p>第11条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の助成を受けた者が<u>あるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは</u>、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(返還)</p> <p>第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の助成を受けた者が<u>あるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは</u>、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項第1号及び第2号の改正規定、同項第4号の改正規定（「基づく」を「基づき」に改める部分に限る。）、第8条の改正規定並びに第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年1月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。